	Dwが二万トン以上二十七万九千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$769.432Dw^{-0.477}$以下であること。
	（略）	
八　コンテナ船	Dwが二十万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$87.11Dw^{-0.201}$以下であること。
	Dwが十二万トン以上二十万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$95.821Dw^{-0.201}$以下であること。
	Dwが八万トン以上十二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$104.532Dw^{-0.201}$以下であること。
	Dwが四万トン以上八万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$113.243Dw^{-0.201}$以下であること。
	Dwが一万五千トン以上四万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$121.954Dw^{-0.201}$以下であること。
	Dwが一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$174.22Dw^{-0.201}\left(1-0.15\frac{Dw-5000}{5000}\right)$以下であること。
	（略）	
九～十二　（略）		
十三　一般貨物船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$75.236Dw^{-0.216}$以下であること。
	Dwが三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$107.48Dw^{-0.216}\left(1-\frac{0.3}{12000}(Dw-3000)\right)$以下であること。
	（略）	
十四　（略）		
備考　（略）		

	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$139.376Dw^{-0.201}$以下であること。
	（略）	
八　コンテナ船	Dwが一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$174.22Dw^{-0.201}\left(1-0.2\frac{Dw-10000}{5000}\right)$以下であること。
	（略）	
九～十二　（略）		
十三　一般貨物船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$91.358Dw^{-0.216}$以下であること。
	Dwが三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$107.48Dw^{-0.216}\left(1-\frac{0.15}{12000}(Dw-3000)\right)$以下であること。
	（略）	
十四　（略）		
備考　（略）		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和四年九月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、令和八年三月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。